

1. 介護保険制度改革等の動向について



加賀市健康福祉部介護福祉課

令和 8 年 9 月 3 日

社会福祉法等の一部を改正する法律(令和8年法律第51号)の概要

改正の趣旨 質の高い福祉サービスの確保と、社会福祉事業等の安定した経営基盤の確立を両立するため、多様で複雑な福祉ニーズに対応した包括的な支援体制を強化します。

改正の概要

1. 地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充

- 小規模市町村における包括的な支援体制の整備**
小規模市町村における包括的な支援体制の整備を促進する事業を新設するとともに、地域住民の支援等を検討する会議を全市町村で設置できるようにします。
※ 福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の配置基準を分野を超えた基準へ柔軟化し、地域住民の取組との協働を促進します。
- 特定地域サービス、特定地域居宅サービス等事業の創設／介護予防・地域の支え合いの推進に向けた拠点機能の強化**
中山間・人口減少地域において、地域の実情に応じた配置基準や包括的な評価の仕組みを導入できる特例介護サービスの類型（特定地域サービス）を新設します。また、地域のサービス提供主体が少ない場合に、市町村が事業として居宅介護サービス等を実施できる「特定地域居宅サービス等事業」を創設します。あわせて、事業者間の連携強化や事業継続の仕組みを構築、介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点事業を新設します。
- 頼れる身寄りがいない高齢者等への支援の充実**
頼れる身寄りがいない高齢者等に対する日常生活支援、入院等の手続支援、死後事務支援を第二種社会福祉事業に位置付けるとともに、相談体制の整備を図ります。
- 成年後見制度等の適切な利用の支援**
成年後見制度や地域の権利擁護事業の適切な利用を支援する中核機関として、市町村が「地域権利擁護相談支援センター」を設置できるようにします。
- 有料老人ホーム制度の見直し**
中重度等の要介護者を入居させる有料老人ホームについて、都道府県等への登録制度を導入します。また、その入居者に対する相談支援を行う「登録施設介護支援」を新設し、利用者負担を求めます。
- 介護保険事業（支援）計画の見直し**
介護サービス量等の中長期推計および医療・介護連携に関して介護保険事業（支援）計画を見直すとともに、電子資格確認の導入など、介護被保険者証に関する見直しを行います。

2. 福祉人材の安定的な確保および定着支援

- 福祉人材確保と介護現場の生産性向上等の推進**
福祉人材確保のための協議会の設置を都道府県の努力義務とするとともに、生産性向上や経営改善支援等の取組促進を国および都道府県の責務とし、当該取組の促進のため、関係者の連携を図る協議会を設置します。
- 介護福祉士養成施設卒業者の経過措置の見直し**
令和13年度までの介護福祉士養成施設卒業者については、経過措置として卒業後5年間は資格を持てることとします。また、准介護福祉士資格を廃止します。
- ケアマネジャー（介護支援専門員）の更新制の廃止**
介護支援専門員（ケアマネジャー）の更新制を廃止し、法定研修の見直しを行います。

3. 支援基盤の強化等

- 社会福祉連携推進法人制度の活用推進**
社会福祉連携推進法人が実施できる業務を追加します。また、社会福祉法人解散時の残余財産の帰属先に地方公共団体を追加します。
- 災害時に高齢者等を支える福祉支援体制の強化**
災害派遣福祉チーム（DWAT）として活動する人材登録制度を整備します。

施行日：令和9年4月1日が原則ですが、改正事項によって異なります。（各改正事項で参照ください。）

1

1. (1) 小規模市町村における包括的な支援体制の整備

人口減少や高齢化が進み、生活上の課題も多様化しています。また、小規模市町村では、「介護・障害・子ども・生活困窮などの分野ごとに**対応する人を確保できない**」という課題に直面しています。このような課題に対応するため、分野を超えて対応できる体制を整えます。



見直し内容

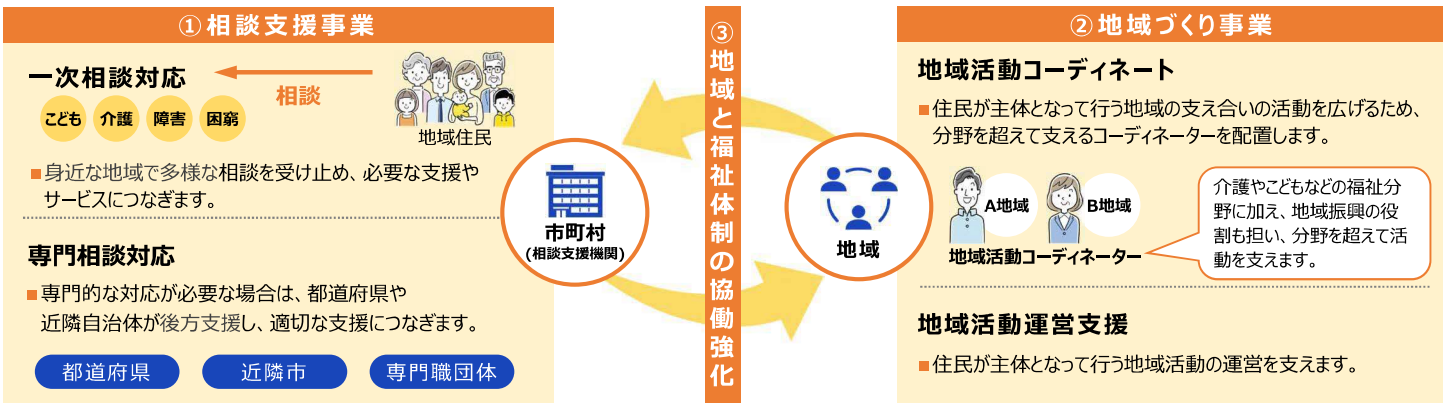
小規模市町村における包括的な支援体制の整備を進めるため、以下の3事業を一体的に実施する事業を新設します。

①相談支援事業、②地域づくり事業

- 身近な地域において、住民の生活上の課題に関する多様な相談を受け止め、住民の地域の支え合い活動を支援します。
- このため、**分野を超えて柔軟に人を配置できる基準を定めます。**

③地域と福祉支援体制の協働を推進する事業

- 地域と福祉の支援機関の協働を強化し、課題を抱えている方を地域全体で支えます。



1

施行日：令和9年4月1日

2

1.(2) 特定地域サービス、特定地域居宅サービス等事業の創設

中山間・人口減少地域では、「高齢者人口の減少」「生産年齢人口の減少による介護人材の確保の困難」が進んでおり、必要なサービスを維持するため、**地域の実情に応じて柔軟なサービス提供を可能とする仕組み**を設けることが必要となっています。

特に、これらの地域における訪問介護については、「利用者の事情による突然のキャンセル」「利用者宅間の移動に係る負担」「季節による繁閑」などにより、年間を通じた安定的な経営が難しく、サービス基盤の維持が課題となっています。

新たに創設

見直し内容

中山間・人口減少地域（※1）の事業所の実情を踏まえて、**選択可能な新たな給付や事業を創設**します。

① 特定地域サービス（※2）

- ・包括的な評価（月当たり定額報酬）の導入
- ・人員配置基準の弾力化（※3）
（管理者・専門職、夜勤職員の要件の緩和等）

② 特定地域居宅サービス等事業

- ・市町村が、給付に代えて、介護保険財源を活用して（地域支援事業として）事業費で委託

（※1）国において、高齢者の人口密度や高齢者人口の減少などに着目した一定の客観的な基準を設定

（※2）障害福祉分野においても同様の見直しを行う。

（※3）職員の負担や質の確保への配慮を前提。

	現行（指定サービス）	特定地域サービス（介護（予防）給付）	特定地域居宅サービス等事業（地域支援事業）
地域	全国	中山間・人口減少地域	中山間・人口減少地域
人員配置基準	国の基準に従い、都道府県等が条例で規定	国の基準（※）に従い、都道府県等が条例で規定	国の基準（※）をもとに市町村が決定
報酬等	全国一律の介護報酬	中山間・人口減少地域の事業所の実情を踏まえた介護報酬	事業費（市町村が委託）
報酬等イメージ	出来高 1回〇〇円 	包括的な評価を選択可能 月〇〇〇円/人（包括的な評価） 	特定地域サービス（介護給付）における報酬分に加えて、通常の圏域を超える移動経費等を含めて、事業費として支払い
類型	居宅・施設サービス等	居宅・施設サービス等	居宅サービス等
対象事業所の手続き	指定	市町村に登録	市町村から委託等

（※）省令等に規定する予定

特定地域居宅サービス等事業の活用が考えられるケース



施行日：令和9年4月1日

1.(2) 介護予防・地域の支え合いの推進に向けた拠点機能の強化

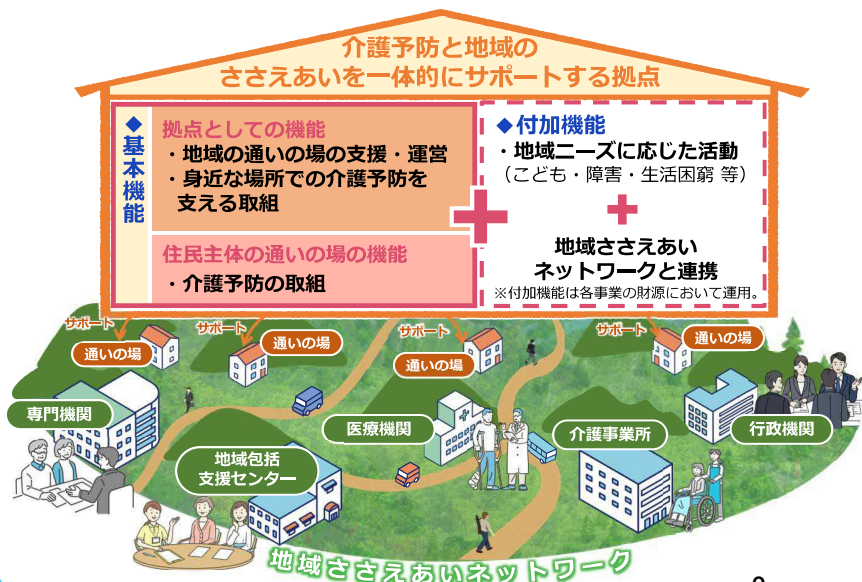
高齢化や人口減少が進む中、**地域の支え合いを強化することが重要です。**
「通いの場」を拠点として、介護予防と分野を超えた支援を一体的に進めます。

見直し内容

地域の介護予防の拠点として、体操、会食、多世代交流 等の**多様な通いの場の取組に加え**

- ・地域にある通いの場の支援（サテライト運営、移動手段の確保 等）
 - ・地域ニーズに応じて機能を拡充し（子ども食堂、障害者支援、困窮者支援 等）、こども・障害等の分野を超えた連携を促進します。
- これにより、地域の支え合いを効果的に下支えするネットワークの構築を進めます。

（注）この拠点を運営する事業を地域支援事業（総合事業）に位置付け、基本機能に関する事業については介護保険財源を充当する。



分野を超えた連携の事例

「通いの場」を拠点として、介護予防の取組に加え、次のような取組を行います。

- 事例①**
- ・子育てサークルの活動支援
 - ・障害・子育て・生活困窮に関する総合的な相談窓口の設置
- 事例②**
- ・子ども食堂の開催
 - ・専門職による生活困窮者向けの相談会の開催



施行日：令和9年4月1日

1.(3) 頼れる身寄りがいない高齢者等への支援の充実

頼れる身寄りがいない高齢者の方や判断能力が不十分な方などが、地域で安心して生活をするよう、日常の金銭管理をはじめとする日常生活支援、入院や入所の手続、亡くなった後の手続など、これまで家族や親族が担ってきた生活上の課題に対応する仕組みが求められています。

見直し内容①

こうした課題に対応するため、日常生活の支援や入院・入所の手続支援、死後の事務支援などを利用者のうち一定割合以上に無料または低額で提供する事業を、第二種社会福祉事業として位置付け、多様な主体が支援の提供を担えるようにします。



対応すべき新たな課題

社会状況の変化

- ・単身世帯等の増加
- ・成年後見制度の見直しの動き

生活上の課題の例

- ・緊急連絡先がなく、入院等の手続が進められない
- ・医療費等の支払いが難しい
- ・亡くなった後の手続を行う人がいない
- ・空き家や家財の処分ができない

福祉サービス利用援助事業

対象者	判断能力が不十分な者
事業内容	日常生活支援 ・福祉サービスの利用援助 ・日常的金銭管理サービス ・書類等の預かりサービス
利用料	無料又は低額

法改正後

福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業

対象者	頼れる身寄りがいない高齢者等 + 判断能力が不十分な者
事業内容	日常生活支援（福祉サービス利用援助事業同様） 入院入所等手続支援 （例：手続支援、緊急連絡先の提供、費用の支払代行など） 又は 死後事務支援 （例：葬儀や納骨、家財処分の契約手続、行政への届出など）
利用料	資力の要件に該当する者は無料又は低額

拡充・発展

見直し内容②

あわせて、福祉の各分野（介護・障害・生活困窮）における既存の支援体制に関しても、頼れる身寄りがいない高齢者等からの相談対応等を明確に位置付ける（※1）とともに、地域ケア会議の実施等を通じて関係者間の連携を推進（※2）し、課題解決を進めます。

（※1）頼れる身寄りがいない高齢者等への相談対応について、地域包括支援センターによる総合相談支援事業（高齢者分野）、生活困窮者自立相談支援事業（生活困窮分野）、障害者相談支援事業（障害福祉分野）の対象として明確化等を行う

（※2）地域包括支援センターと居宅介護支援事業所の協働・役割分担をさらに進めるため、介護予防ケアマネジメントについて、居宅介護支援事業所が市町村からの直接委託を受けて実施可能とする

施行日：①法律の公布後2年以内に政令で定める日、②令和9年4月1日

5

1.(4) 成年後見制度等の適切な利用の支援

認知症高齢者等の更なる増加が見込まれる中、判断能力が十分でない方が、成年後見制度や地域の権利擁護支援を適切に利用できる環境づくりが重要となっています。

見直し内容

権利擁護に関する地域の支援体制を強化するため、市町村に対して、

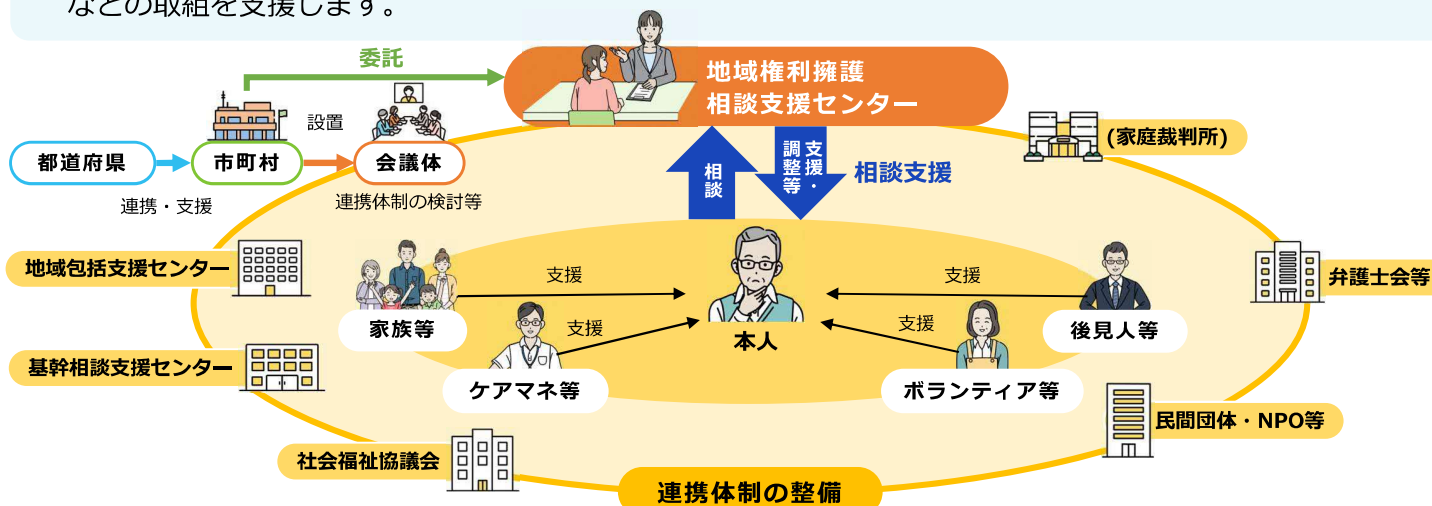
●権利擁護に取り組む支援者関係者に対する支援の実施

●地域の関係機関や民間団体の連携体制の整備

などに取り組むことを促します。また、

●地域における権利擁護支援を担う中核的な機関である「地域権利擁護相談支援センター」や

情報交換・連携体制の整備を担う会議体の設置を法定化するとともに、市町村におけるセンターの設置などの取組を支援します。



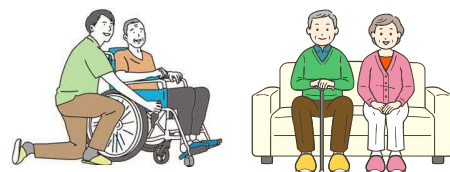
施行日：令和9年4月1日

3

6

1. (5) 有料老人ホーム制度の見直し(現行制度と課題)

- 有料老人ホームには、
 - ・住まいと介護サービスを一体的に提供する「介護付きホーム」(介護保険指定あり)
 - ・必要な介護サービスは外部事業所を利用する「住宅型ホーム」



の2種類があります。

近年、多様な介護ニーズの受け皿として重要性が高まる中、中重度の要介護者の増加などにより、両者は機能的に近接しています。しかし、制度上の位置付けには顕著な差があり、その均衡確保が課題となっています。

- 「住宅型ホーム」では、併設・隣接事業所の利用への限定・誘導等による入居者の主体的な選択の制約・過剰な介護サービスの提供といった、いわゆる「囲い込み」の課題も指摘されています。

有料老人ホームについて

有料老人ホーム (施設数: 約2万5千棟、定員数: 約95万名) *1

「住宅型」有料老人ホーム

- 施設数: 約2万棟 (うち、サ高住 (注) 約7千棟)
- 定員数: 約63万名 (うち、サ高住 約24万名)

「介護付き」有料老人ホーム (特定施設*2)

- 施設数: 約5千棟 (うち、サ高住 約800棟)
- 定員数: 約32万名 (うち、サ高住 約3万8千名)

(注) サービス付き高齢者向け住宅(サ高住)は、高齢者住まい法に基づき、都道府県の登録を受けて、介護・医療と連携し高齢者を支援するサービスを提供する、バリアフリー構造等を有した住宅です。 ※少なくとも状況把握・生活相談サービスを提供。

*1 有料老人ホーム

老人福祉法に基づく高齢者向けの居住施設です。食事や介護などのサービスを提供します。都道府県等への事前届出が必要です。

<①~④のいずれかを提供>

- ① 食事の提供 ② 介護(入浴・排泄・食事)の提供
- ③ 洗濯・掃除等の家事の供与 ④ 健康管理

※ 運営・人員基準なし(ガイドラインのみ)

※ サービス付き高齢者住宅についても、上記①~④を提供する場合は有料老人ホームに該当

*2 特定施設入居者生活介護

介護保険法に基づき、都道府県等の指定を受けて、有料老人ホームが介護サービスを直接提供する仕組みです。

※ 居宅サービス、日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を包括的に提供。

※ 介護報酬で運営・人員基準、利用者保護を担保。

7

1. (5) 有料老人ホーム制度の見直し(主な改正内容)

見直し内容

有料老人ホーム全体の質を底上げし、利用者が安心して選択・利用できる制度へ見直します。



いわゆる「囲い込み」対策の強化

「住宅型」と「介護付き」の制度上の均衡確保

登録制の導入 老人福祉法

有料老人ホームのうち、中重度の要介護者など、特に入居者保護の必要性が高い方を入居対象とするホーム(※1)について、入居者保護の観点から、登録制を導入します。

(※1) 対象ホームは、入居対象者の要件により判断。現存する有料老人ホームの大半が対象となることを想定。

① 事業者間の独立性の確保 老人福祉法

登録制対象(*)の「住宅型ホーム」について、

- ・相談支援(ケアマネジメント)事業者
- ・介護サービス事業者

の独立性を確保する措置(※2)を導入します。

(※2) 特定の介護サービス事業者の利用を入居要件とすることの禁止、ケアマネジメントの独立性確保に係る方針の策定・公表、会計の区分経理等

② 新たな相談支援類型の導入 介護保険法

登録制対象の「住宅型ホーム」の入居者に対し、ホームと対等な立場で

- ・ケアプラン作成
- ・地域生活相談(地域活動等の参加への支援)

を包括的に提供する新たな相談支援類型を導入します(※3)。(登録施設介護(予防)支援)

(※3) 当面の間、既存の居宅介護支援事業者は、新たな指定申請を不要とする予定

③ 入居者紹介事業に係る認定制度の創設 老人福祉法

有料老人ホーム協会による入居者紹介事業の優良事業者認定制度を創設します。

(*) 登録制の対象とはならないホームについても、所要の見直しを行う。

① 基準・規制の整備 老人福祉法

登録制対象(*)の「住宅型ホーム」及び「介護付きホーム」について、

- ・運営・人員基準(※4)
- ・利用者保護に関する規制

を導入します。

(※4) 現行の標準指針を遵守しているホームにとって、過度な負担とならない水準とすることを想定

② 適切な支援・サービス利用確保の責務 老人福祉法

登録制対象(*)の「住宅型ホーム」に対し、

- ・新たな相談支援類型による適切な相談支援
- ・適切な介護サービスの利用

を確保する責務を規定します。

③ 新たな相談支援類型の導入(再掲 ※左記参照) 介護保険法

④ 利用者負担の均衡 介護保険法

新たな相談支援類型については、「介護付きホーム」等との均衡の観点から、利用者負担(原則として1割)を求めます(※5)。

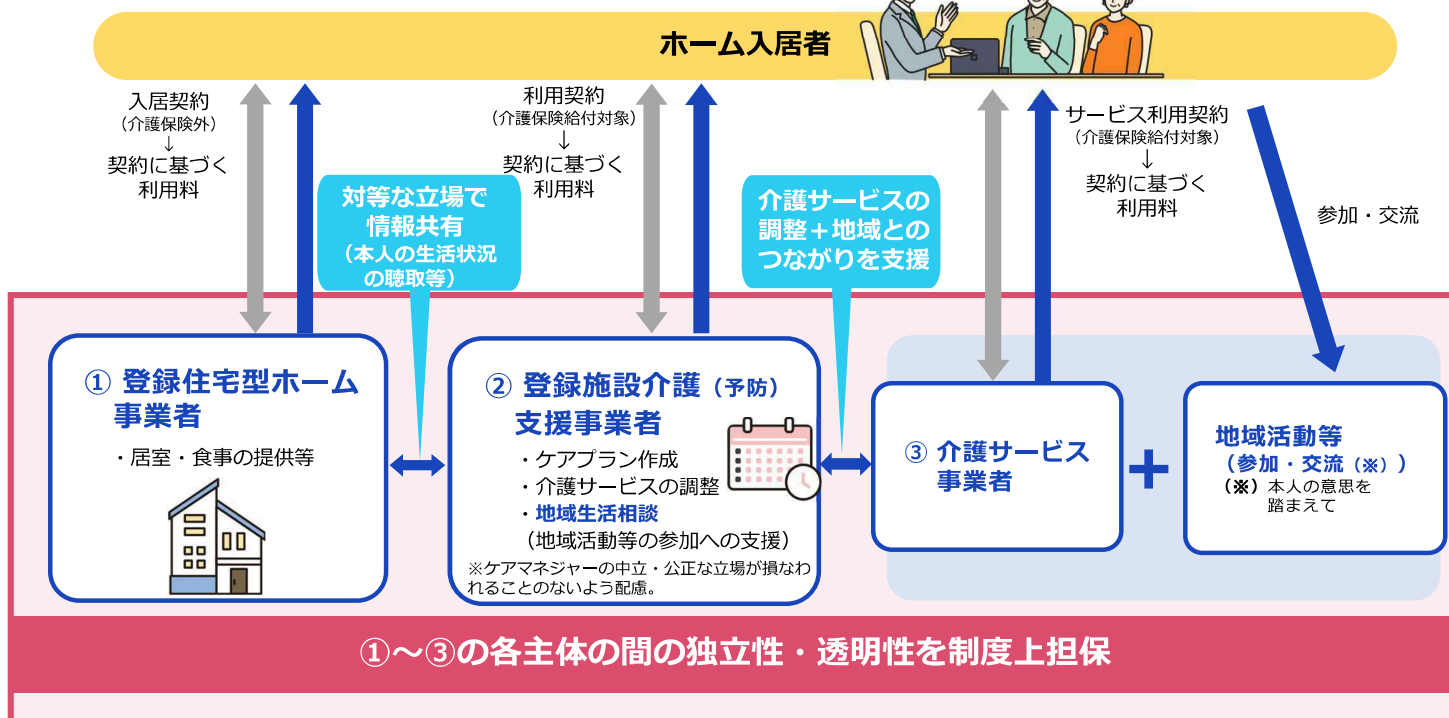
(※5) 費用徴収に伴う事務負担軽減の方法を周知予定

8

1.(5) 有料老人ホーム制度の見直し(新たな相談支援の仕組み)

有料老人ホームの見直しにあわせて、入居者に対するケアマネジメントの独立性を担保し、入居者のケアプラン作成と地域とのつながりへの支援を一体的に行う新たな相談支援の仕組みを創設します。

<新たな相談支援の類型(登録施設介護(予防)支援)のイメージ>



※ 特定施設入居者生活介護(介護付き有料老人ホーム)では、①～③を一体的に提供(外部型の場合は、①・②を提供するほか、③を委託により提供)

9

1.(6) 介護保険事業(支援)計画の見直し

2040年頃には、高齢者人口がピークを迎える見込まれています。地域ごとに高齢化の進み方やサービス需要には差があり、**将来を見据えた計画づくりがこれまで以上に重要**となっています。

見直し内容

① 中長期的なサービス見通しを必須化

市町村・都道府県が策定する介護保険事業(支援)計画において、

- 介護サービス量の中長期的な推計
- 将来に向けたサービス提供体制の確保に関する施策

を必ず記載することとします。

2040年に向けて、介護サービス提供体制に関する地域課題の解決を図ります。



② 医療介護連携の状況等を勘案することを明確化

市町村が策定する介護保険事業計画において、

- 医療と介護の連携の状況
- 有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などの入居定員

を勘案することとします。

介護サービス見込量について、地域全体の実態に即した見通しを立てます。



③ 人材確保・生産性向上・経営改善の取組を明確化(※)

都道府県が策定する介護保険事業支援計画において、介護現場における

- 人材確保
- 生産性向上
- 経営改善

に向けた取組と目標を明記します。

将来にわたり安定的にサービスを提供できる体制を整えます。



※ 障害福祉分野においても同様の見直しを行う。

将来のサービス需要の変化を見据え、地域ごとの状況に応じた介護サービス提供体制を計画的に整備します。

2.(1) 福祉人材確保と介護現場の生産性向上等の推進

介護の担い手となる世代の人口が減少する中、将来にわたり必要な介護サービスを安心して受けられる体制を整備することが重要な課題となっています。

人材の確保・定着に加え、現場の業務負担を軽減し、働きやすい環境を整える取組を進めること、職員への投資の充実が求められています。また、地域ごとに人材状況や課題が異なることから、関係者が情報を共有し、協働して解決に取り組む仕組みが必要です。

見直し内容

① 福祉人材確保のための協議会の設置

公的機関や地域の事業者、養成施設などが集まり、地域の人材状況や課題を共有し、具体的な確保策を検討・実行する協議会の設置を都道府県の努力義務とします。

② 生産性向上等の取組の促進を図る協議会の設置（※1）

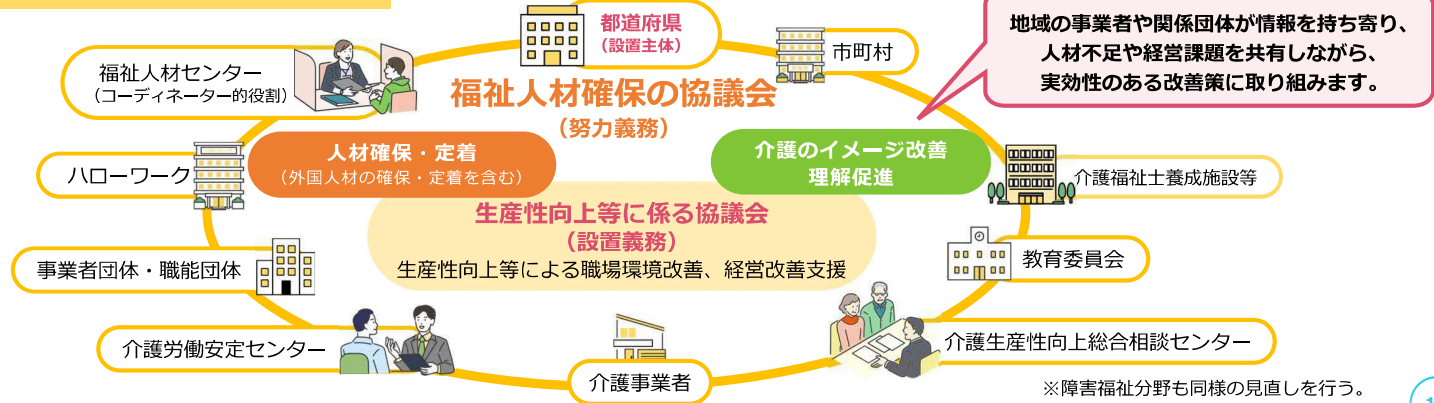
公的機関や事業者団体などが集まり、介護現場における生産性向上や経営改善に向けた課題（※2）を共有し、その解決に向けた施策を検討する協議会の設置を都道府県の義務とします。

（※1）障害福祉分野も同様の見直しを行う
（※2）見守り機器などの介護テクノロジーの活用、事業所間の協働化など



協議会のイメージ図（介護分野の例）

地域で課題を共有し、協働で解決



施行日：令和9年4月1日 ※障害福祉分野については、法律の公布後3年以内に政令で定める日

11

2.(2) 介護福祉士養成施設卒業者の経過措置の見直し

介護福祉士は、専門的な知識と技術をもって心身の状況に応じた介護を行うことを業とする国家資格です。介護現場において中核的な役割を担う人材の確保が求められる中、**国家資格としての信頼性の確保と質の向上を図るため、現在の経過措置を見直します。**



見直し内容

① 経過措置の要件の見直し

令和13年度までの介護福祉士養成施設卒業者については、経過措置として卒業後5年間は資格を持てることとします。**卒業後6年目以降について、5年間介護の業務に従事した場合に資格が継続する仕組みは終了します。**
（※国家試験に合格すれば、引き続き介護福祉士として活躍できます。）

② 准介護福祉士資格の廃止

暫定的に設けられていた**准介護福祉士資格は廃止します。**
（既に資格を有している方の資格は引き続き保持されます。）

	卒業時点	卒業後1～5年目	卒業後6年目以降
現行 （～令和8年度 卒業生）	試験不合格	介護福祉士 経過措置期間 （卒業後5年）	5年間従事の場合 介護福祉士 従事しなかった場合 資格なし
見直し後 （令和9年度～ 13年度卒業生）	試験不合格	介護福祉士 経過措置期間 （卒業後5年）	国家試験に合格しなかった場合 資格なし

施行日：①公布日、②令和9年4月1日

6

12

2.(3) ケアマネジャー(介護支援専門員)の更新制の廃止・研修の見直し

ケアマネジャーの更新制は、5年ごとの更新時に研修受講を義務付けることで、専門知識の向上を図る仕組みです。利用者にとって適切な介護サービスを提供するためには、**研修を通じた資質の確保・向上が重要**です。一方で、更新制に紐づく研修は**時間的・経済的な負担が大きい**との声もあり、**研修の在り方について見直し**が求められていました。

見直し内容

① 更新制の廃止

研修受講を要件とした更新の仕組みを廃止します。

② 研修の在り方の見直し

専門職としての質の確保・向上は引き続き重要であり、定期的な研修の受講は継続しますが、**柔軟に受講できるようにします**。

(※) あわせて、現行の再研修に代わって、離職後に生じた制度変更等の知識のアップデートを目的とした、簡素な研修の仕組みを新設予定

③ 事業者の役割の明確化

事業者に対しても、従事するケアマネジャーが研修を受講できるよう、**必要な措置を講ずる義務**を課します。

(例：受講時間の確保、受講状況の確認 等)



現行の更新研修（2回目以降の場合）

- 資格更新の要件としての研修
- 32時間の研修を決められた日（概ね4～9日前後）に受講

研修科目		時間
講義	介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開	3
	ケアマネジメントの実践における倫理	2
	リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する理解	2
講義／演習	ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表	25
合 計		32

見直し後に定期的に受講する研修のイメージ

- 研修受講を要件とした資格更新の仕組みを廃止
- 一度交付を受けた資格は、期限により失効することはありません。
- 一定期間（例：5年間）の間に、任意のタイミングで分割して受講できる仕組みとします。
- 初回の更新研修相当の研修などを中心に、全体の時間数の縮減を検討します
- 国による教材の一元作成や(※)、オンライン受講を推進します。

(※) 研修の内容についても、直近の制度改正・報酬改定の内容など最新の知識が学べるように見直し、研修の質の確保を図ります。

施行日：法律の公布後1年6月以内に政令で定める日

13

3.(1) 社会福祉連携推進法人制度の活用推進

少子高齢化や人口減少が進む中、小規模な社会福祉法人が単独で事業を継続していくことは、今後ますます難しくなるが見込まれます。

これまで社会福祉連携推進法人は、主に人材育成やバックオフィス業務の共同実施など参加法人への支援を中心に活用されてきましたが、**地域の福祉サービスを将来にわたり維持していくため、制度のさらなる活用が求められています**。



見直し内容

地域に必要な社会福祉事業等を維持し、連携・協働による効果的・効率的な事業を推進するため、制度の見直しを行います。

	現状・課題	法改正後のイメージ
社会福祉連携推進法人	社会福祉連携推進法人は、主に人材育成やバックオフィス業務の共同実施など、参加法人に対する支援を実施	社会福祉連携推進法人も、地域で必要とされる第二種社会福祉事業を実施可能に
	法人運営に係る事務負担が重い	代表理事再任時の認可を不要とし、事務負担を軽減
	既存の施設や不動産について、貸付条件の調整が難しく、有効活用が進みにくい	地域の福祉サービスの継続を目的に、土地・建物等の活用を支援
社会福祉法人	既存の施設等を有効活用する必要性	解散時の残余財産を地方公共団体に帰属可能とし、福祉目的で活用

社会福祉法人が連携・協働しながら、
地域に必要な福祉サービスを安定的に提供できる体制を強化します。

施行日：令和9年4月1日

14

3.(2) 災害時に高齢者等を支える福祉支援体制の強化

令和6年能登半島地震では、福祉的支援の初動対応の遅れや、在宅避難者への支援の難しさが課題として指摘されました。

高齢者や乳幼児、障害のある方など、支援を必要とする方に対し、災害時に迅速に福祉的支援を行う体制の強化が求められています。



見直し内容

災害時に迅速に福祉的支援を行う体制を整えるため、制度の見直しを行います。

① DWAT（災害派遣福祉チーム）の法定化

災害時に高齢者の相談支援や避難所内での介助などを行う専門チーム（DWAT）を法律に位置付け、国がDWATチーム員を登録し、平時から研修・訓練を実施します。

② 派遣を支える仕組みの整備

DWATの派遣要請に応じて従業者が活動できるよう、勤務先に配慮義務を設けます。また、災害時に必要な個人情報を適切に活用できるよう、秘密保持義務を明確にします。

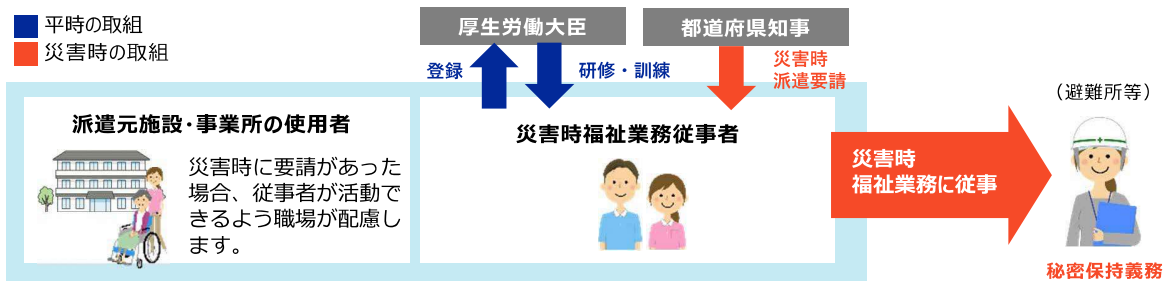
DWAT

災害時に高齢者等を支える
専門福祉チーム

DWAT（Disaster Welfare Assistance Team：災害派遣福祉チーム）

DWATの平時からの体制づくりのイメージ

福祉と防災の連携を平時から進めます。



施行日：令和9年4月1日

15

その他の改正事項

■ 社会福祉法関係

- 多様な生活課題に対応できる支援体制づくりのために、市町村が積極的に取り組むべき施策を明確化する。
- 課題を抱える地域住民の支援内容の検討等を行う会議体（支援会議）を全ての市町村で設置可能とする。また、重層的支援体制整備事業実施計画の記載事項に、事業の目標・評価に関する事項を追加するとともに、計画の定期的な見直しを行うこととする。
- 福祉事務所に設置していない町村において、生活困窮者や家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供・助言や、都道府県との連絡調整、都道府県が実施する自立相談支援事業の利用の勧奨等（一次相談事業）の実施に努めることとする。
- 福祉分野にとどまらず、消費者行政（消費者トラブルへの対応など）・防災（災害発生前からの連携）との連携を推進するため、地域福祉（支援）計画に記載する事項として位置付ける。

■ 介護保険法関係

- 介護保険施設（特別養護老人ホーム等）の事業廃止時の手続きを厚生労働省令に規定する。
- 夜間対応型訪問介護を廃止し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と統合する。
- 介護被保険者証について、電子資格確認を導入するとともに、資格喪失時の被保険者証の返還義務等を見直す。
- 要介護認定等の申請代行が可能である者について、ケアマネジャーの配置が指定基準となっている事業者・施設（※）を追加する。
（※）認知症GH、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護 等
- 一部の福祉用具について貸与と販売の選択制を導入したことを踏まえた、特定福祉用具販売に関する規定の整備を行う。